静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月8日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第36号

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則

静岡県税賦課徴収規則(昭和47年静岡県規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(+ *! + # (E *)() = E * (1 1) = = * (1 1)	/+**

(自動車取得税を現金納付する登録等の申請 等)

第37条 条例第44条第2項の登録等の申請等で 規則で定めるものは、道路運送車両法(昭和 26年法律第185号)第7条の規定による登録の 申請とする。

(文書の様式)

第71条 次の表の左欄に掲げる申告、申請、届 出、通知等は、それぞれ同表の右欄に掲げる 様式による文書により行うものとし、同表の 左欄に掲げる申告書、申請書、通知書等は、 それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書 とする。

(略)	
65 令第24条の3 第3項の4第5 24条の4 の2年第24条の4 の2年第24条の4 の4の3第24条 の4の3第24条 の4の3第24条 で1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(略)
66 令 <u>第24条の4</u> <u>第3項</u> (令第 24条の4の3 第1項におい て準用する場 合を含む。)の 規定による通	(略)
(略)	

(自動車取得税を現金納付する登録等の申請 等)

第37条 条例第44条第2項の登録等の申請等で 規則で定めるものは、道路運送車両法(昭和 26年法律第185号)第7条<u>又は第13条</u>の規定に よる登録の申請とする。

(文書の様式)

第71条 次の表の左欄に掲げる申告、申請、届 出、通知等は、それぞれ同表の右欄に掲げる 様式による文書により行うものとし、同表の 左欄に掲げる申告書、申請書、通知書等は、 それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書 とする。

(略)	
65 令第24条の3 第3項(令第 24条の4第7 項、第24条の 4の2、第24 条の4の3第	(略)
2項又は <u>第24</u> 条の5第1項 条形しくおり第二項 を を を を を を を を を を を を を を を を と に に る り る り る り る り る り る り る り る り る り	(略)
66 令第24条の4 第5項 (令第 24条の4の3 第1項にする。 できるいではいる場合を含まる。 規定による通知	(略)
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第86号(裏)、様式第87号(裏)及び様式第88号(裏)中「第9条の8の3第2項 第9条の8の4 第1項 第9条の8の7第1項 第9条の9の6第1項」を「第9条の8の2第2項 第9条の8の3第1 項 第9条の8の6第1項 第9条の9の2第1項」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県税賦課徴収規則(次項において「旧規則」という。)の様式により提出されている申出書は、改正後の静岡県税賦課徴収規則の相当する様式により提出された申出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。